令和７年度 魚沼地域特別養護老人ホーム組合における女性の職業選択に資する情報の公表について（公表日：令和８年７月３１日）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第２１条の規定に基づき、次のとおり公表します。

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	１００．１％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０１．６％
全職員	８６．０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	― ％
本庁課長相当職	― ％
本庁課長補佐相当職	― ％
本庁係長相当職	― ％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	― ％
３１～３５年	― ％
２６～３０年	９９．６ ％
２１～２５年	１０３．２ ％
１６～２０年	― ％
１１～１５年	９９．３ ％
６～１０年	９８．５ ％
１～５年	９３．２ ％

【説明欄】

・(1)「役職段階別」欄について、本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職は該当する職員がいないため記載なし。それ以外は一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
・(2)「勤続年数別」欄について、一方の性別の該当者が存在しない場合は記載なし。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	３３，３％

【説明欄】

・課長職以上は３名で、内１名が女性。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	― ％
本庁課長相当職	― ％
本庁課長補佐相当職	― ％
本庁係長相当職	― ％

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職は該当する職員がいないため記載なし。それ以外は一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

（１）常勤職員

区分	令和７年度
男性	― ％
女性	１００ ％

（２）会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	― ％
女性	― ％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	― %	― %	― %	― %
1 週間以上 2 週間未満	― %	― %	― %	― %
2 週間以上 1 月以下	― %	― %	― %	― %
1 月超 3 月以下	― %	― %	― %	― %
3 月超 6 月以下	― %	― %	― %	― %
6 月超 9 月以下	― %	― %	― %	― %
9 月超 12 月以下	― %	１００ %	― %	― %
12 月超 24 月以下	― %	― %	― %	― %
24 月超	― %	― %	― %	― %

【説明欄】

・常勤職員の男性は該当者なし。会計年度任用職員も該当者なし。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤した時間

区分	令和７年度
内部部局等	１４．２　時間/月
内部部局等以外	―　時間/月

【説明欄】

・内部部局等以外は該当者なし。

Ⅵ　採用した職員に占める女性職員の割合

区分	常勤職員	会計年度任用職員
	６６%	５６%

Ⅶ　職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

区分	令和７年度
平均取得日数	８．６日